

## 写真撮影のための投函物の一時取り出しと窃盗罪

【文献種別】 判決／京都地方裁判所

【裁判年月日】 令和7年3月11日

【事件番号】 令和6年(わ)第876号

【事件名】 窃盗、邸宅侵入被告事件

【裁判結果】 有罪

【参照法令】 刑法235条

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25622294

立命館大学特任教授 松宮孝明

### 事実の概要

1 被告人は、探偵業の一環として被害者の名前や居室番号、同居室の位置を調査する目的で、被害者の居住するマンションの1階出入口ドア(施錠なし)付近にある集合ポストから、投函物である被害者の氏名および居室番号等が記載された1枚の紙片(「2023年10月度管理費等・水道料ご請求書兼水道使用料のご案内」と題するもの)を取り出し、被害者の名前等を記録するためスマートフォンで本件書面を撮影した後、本件書面を上記ポストに戻した(本稿では、邸宅侵入の件は扱わない)。

2 本件につき、窃盗罪で起訴された被告人は同罪の成立を否定し、弁護人は被告人には同罪の故意も不法領得の意思もなく無罪である、仮に不法領得の意思があったとしても、財物を自己の占有に移転しておらず、未遂にとどまるとして主張した。

### 判決の要旨

本判決は、本件「ポストの構造上、投函された書面は居住者以外の者が取り出すことが予定されておらず、被告人はその構造を認識しながら、ポストのフラットに手を入れて、ポストの中から本件書面を抜き取ったものであるから、他人の占有する財物を占有者の意思に反してその占有を侵害する意思があったことは明らかである。」と述べて「窃取」の故意を認め、「被害者の氏名や居室

番号等の個人情報が記載された本件書面の記載内容は、秘密性、有用性ないし経済的価値を有しており、被告人はこれを取得、利用する意思があった。」と述べた。

その上で、本判決はさらに、「個人情報は他者に共有されないことでその価値を有するところ、これを第三者が取得・利用すれば権利者の排他的利用が阻害され、その価値を大きく損なうのであって、これが権利者の意思に反することは明らか」であり、「本件書面の記載内容を撮影して取得すれば、被告人はその経済的価値を取得・利用することが可能となる効果を有し、本件書面の権利者による排他的使用は阻害される」のであって、「被告人は前記のような効果を得る目的でポストに手を差入れて本件書面を抜き取ったものであるから、権利者を排除して、本件書面をその経済的用法に従い利用する意思があったと認められる。」と述べて、不法領得の意思を認めた。

さらに、「本件書面が一枚の紙片であることも考慮すると、ポストから投函物を取り出せば、被告人が最終的に本件書面を取得する蓋然性が飛躍的に増大するから、自己の支配下に置いたといえる。」と述べて「窃取」が既遂であることと、被告人にその故意があったことを認め、窃盗罪が成立するとした。

### 判例の解説

#### 一 本判決の意味

本判決は、被害者の氏名や居室番号等をその場

で写真撮影するためにマンションの集合ポストに入っていた水道料金請求等の書面を取り出し、撮影後はすぐに戻しておいたという行為に窃盗罪を認めたものである。とくに、この行為が「窃取した」に当たるとし、かつ、氏名等の写真撮影のための一時取り出しが「不法領得の意思」も持つてなされたものだとした点が、問題となる。

## 二 窃盗罪の「不法領得の意思」

1 とくに問題となるのが「不法領得の意思」である。この意思是、一般に、「権利者を排除して他人の物を自己の所有物としてその経済的用法に従い利用もしくは処分する意思」と定義される<sup>1)</sup>。これは、その機能から、①主として「使用窃盗」を除外する「権利者排除意思」と、②主として毀棄・隠匿のための持ち出しを排除する「所有者としての利用処分意思」に区別される<sup>2)</sup>。

2 本件で問題となる「権利者排除意思」については、大判大9・2・4刑録26輯26頁は、他人の自転車を無断使用しその一部を損壊して乗り捨てた行為につき、無断使用を始めた時点で単に一時使用の意思があるにとどまる場合には不法領得の意思是認められないとする。また、名古屋高判昭37・5・31判時311号33頁は、従業員が返還する意思で店の自動車を無断で乗り出したところ途中でガソリンが無くなったので同車を放置したという事案に関してこれを否定している。

他方、逃走のための船舶の一時使用に関し「当然その場にこれを乗り捨てる意思」があったことを理由に最判昭26・7・13刑集5巻8号1437頁はこれを肯定し、また最決昭55・10・30刑集34巻5号357頁は、自動車を5時間以上無断使用する意思があった事案につき、「たとえ、使用後に、これを元の場所に戻しておくつもりであったとしても」不法領得の意思があるとした。しかし、いずれにしても、その場ですぐに返すつもりの事案について、「権利者排除意思」を認めたものではない。

## 三 情報媒体の窃取と「不法領得の意思」

1 もっとも、新製品の設計図のような情報媒体をコピー目的で一時持ち出すケースでは、少々事情が異なる。ここでは、一時持ち出しなので、権利者がその媒体の使用を長期にわたって排除さ

れるという事態には至らない。その背後には、情報媒体において財産上の価値を持つのは、有体物としての媒体ではなく、そこに記載または記録された情報であるのに、有体物としての財物を客体とする窃盗、横領などの財物罪は、媒体に対する成立要件が充たされないと適用できないという事情がある<sup>3)</sup>。しかし、媒体の持ち出しが一時的であれば、それをして伝統的な「権利者排除意思」での持ち出しと認めるることはできない。

2 ゆえに、情報媒体の一時持ち出しに関する下級審判例は、コピーによって情報自体が行為者の手許に残され以後の利用が可能になったことを重視する。たとえば、窃盗罪について、東京地判昭55・2・14刑月12巻1=2号47頁は、「その内容をコピーし、それを自社と競争関係に立つ会社に譲り渡す手段として、本件購読会員名簿を右認定事実の如き態様により利用することの意思是、権利者を排除し、右名簿を自己の所有物と同様にその経済的用法に従い利用する意思であったと認めるのが相当」であるとするし、東京地判昭59・6・15刑月16巻5=6号459頁は、「資料の内容をコピーしその情報を獲得しようとする意思是、権利者を排除し右資料を自己の物と同様にその経済的用法に従って利用する意思にほかならない」とする。さらに、東京地判昭59・6・28刑月16巻5=6号476頁は、「本件ファイルの財物としての価値は、前示のように情報が化体されているところにあるとともに、権利者以外の者の利用が排除されていることにより維持されているのであるから、複写という方法によりこの情報を他の媒体に転記・化体して、この媒体を手許に残すこととは、元媒体ともいべき本件ファイルそのものを窺かに権利者と共有し、ひいては自己の所有物とするのと同様の効果を挙げることができる。」と判示している。

そこでは、「権利者を排除し」という言葉が媒体原本の使用について「権利者を排除」することを意味していないことは明らかである。つまり、「排除」されるのは「権利者による情報独占」であつて、「権利者による情報媒体の使用」ではないである<sup>4)</sup>。

このように、情報媒体窃盗に関する下級審判例は、窃盗罪の対象となった情報媒体の財物としての価値を「情報の権利者による独占的・排他的利

用」に求めている。すなわち、「本件ファイルが権利者に返還されるとしても、同様のものが他に存在することにより、権利者の独占的・排他的利用は阻害され、本件ファイルの財物としての価値は大きく減耗するといわなければならない<sup>5)</sup>」から、コピー目的での一時持ち出しに「不法領得の意思」があるとしているのである。

**3** さらに、裁判例には、会社の顧客データを記録した情報媒体についても、同様の論理で窃盗罪等の成立を認めたものがある<sup>6)</sup>。しかし、このような情報媒体の財物としての価値は、「権利者による排他的・独占的利用」に由来するのであろうか。

この点については、たしかに、顧客データであっても、それが万人周知のものでないからこそ、名簿業者による買い取りの対象となりうるのだということは可能であろう。しかし、それはパテントやトレード・シークレットのように、開発に資金と労力を有し、かつ他者に知られて無断で利用されることで、本来得られるはずであった多大の利益を失うという性格のものではない。むしろ、名簿の流出は、その持ち主の社会的信用を損なうことはあっても、特段の事情がない限り、その持ち主に多大な経済的損失をもたらしたり名簿自体の経済的価値を損なったりするような性格を持つものではない。そこで害されるのは、取引関係を明らかにされる個人のプライバシーといった人格権的なものであり、それ自体が財産権保護法制の対象とされること自体、疑わしいものなのである<sup>7)</sup>。したがって、そのような情報の媒体が売却によりたまたま経済的利益をもたらすものであつたとしても、それを根拠にその情報媒体の財物性を根拠づけることは難しい。むしろ、ここでは、情報媒体の財物性は、媒体自体の財物性から根拠づけるしかないように思われる。

**4** このようにみると、一口に「財産的情報」といっても、その性格には多様なものがあるようと思われる。**①**パテントやトレード・シークレットのように「開発者利益」が認められるがゆえに法の保護が認められているものもあれば<sup>8)</sup>、**②**顧客情報を含む個人情報のようにプライバシー保護法制で扱われるべきものもあり、**③**宗教者や医師・法律家といった個人の秘密を扱う特別のプロ

フェッションの義務としての守秘義務で保護されるものもあり<sup>9)</sup>、さらには、**④**コンピュータ・ネットワークのパスワードのように、これらの情報秘匿の制度的保障として、不正アクセス防止法制によって保護されるものもある。売却可能であることのみをもって、その財産的性格を認めるのは早計である<sup>10)</sup>。

#### 四 本件における「情報」の性格

**1** このようにして、コピー目的等での情報媒体の一時持ち出しが「不法領得の意思」を充たすとされるのは、——これを「権利者排除」と呼ぶことには疑問を留保しつつ——それが「権利者の独占的・排他的利用」を阻害し、当該情報の財産的価値が大きく減耗するからである。このような観点で本件をみると、被告人が撮影した被害者の氏名および居室番号等の「個人情報は他者に共有されないことでその価値を有するところ、これを第三者が取得・利用すれば権利者の排他的利用が阻害され、その価値を大きく損なう」という判示自体が、大きな疑問に晒される。というのも、本件の水道料金請求書類等に書かれていた被害者の氏名および居室番号等は、一昔前であればNTTの電話帳に記載されており、そうでなくとも、被害者を知る人物からの郵便物やダイレクトメール等に記載されている情報である。したがって、これにはそもそも「権利者の排他的利用」を觀念すべき余地がない。また、仮にDV等の被害から逃れるために一部の者には秘匿すべきであるとしても、それはプライバシー情報であって、財産的情報ではない。したがって、被告人によって「その経済的価値を取得・利用することが可能となる効果を有し、本件書面の権利者による排他的使用は阻害される」という性格のものではない。

**2** この点につき、本判決は、従来の情報媒体に関する裁判例の言い回しを形式的になぞっただけという印象を与えるものである<sup>11)</sup>。

#### 五 「窃取した」に当たるか

**1** 本件の「窃取した」該当性についても、大きな疑問がある。本件では、被告人が取り出した書面は被害者のマンション共用部分から出ているように思われるからである。また、被告人がこの書面を自己のカバン等の中に入れて外から見え

ないようにしたという事情も認定されていない。

2 たしかに、裁判例には、スーパーマーケットで万引きした商品を買物かごに入れたままレジで代金を支払うことなく店内のカウンターに置いた段階で窃盗既遂を認めたものや<sup>12)</sup>、被害品を被害店舗のトイレの個室に持ち込み、値札をはがすなどし、持参したバッグ等に詰めて持ち去ることが可能な状態に置き、店外に向かうことも可能な状態にあったことを理由に窃盗既遂を認めたものもある<sup>13)</sup>。これらは、被害品がまだ店内にある段階で「窃取した」と認定したものである。

しかし、これらの事案は、いずれも、ここからさらに被害品を持ち出すことを被告人が予定していたものである。これに対して本件では、被告人はマンション共用部分から外に本件書面を持ち出す意図はない。したがって、これらの裁判例と本件とでは、事案が異なると考えるべきであろう。

さらに、本判決が「被告人が最終的に本件書面を取得する蓋然性が飛躍的に増大する」ことを理由に「窃取した」と認めたのは、「取得説」に対する誤解であろう。なぜなら、「取得説」とは、「取得した」ことをして「窃取した」と考える見解であって、「取得」以前の、その「蓋然性が飛躍的に増大する」時点では、まだ「取得」はされていないからである<sup>14)</sup>。

## 六 むすびにかえて

以上の理由から、本判決はすみやかに破棄されるべきである。

### ●—注

- 1) 大判大4・5・21刑録21輯663頁（教育勅語隠匿事件）は、「所謂領得ノ意思トハ権利者ヲ排除シテ他人ノ物ヲ自己ノ所有物トシテ其經濟的用方ニ從ヒ之ヲ利用若クハ處分スルノ意思」であると述べ、また、最判昭26・7・13刑集5巻8号1437頁は、「権利者を排除し他人の物を自己の所有物と同様にその經濟的用法に従いこれを利用し又は処分する意思をいう」と述べている。
- 2) しかし、これは「不法領得の意思」の機能であって、この要件の意味がこれに尽きているわけではない。
- 3) それゆえに、2003年に、不正競争防止法21条1項に情報そのものを対象とする営業秘密取得罪が作られたのである。
- 4) 松宮孝明「情報横領と不法領得の意思」三原憲三先生古稀祝賀論文集編集委員会編『三原憲三先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2002年）538頁以下。

- 5) 東京地判昭59・6・28刑月16巻5=6号476頁。
- 6) 窃盗罪を認めたものに東京地判平14・4・30裁判所ウェブサイト、東京地判平21・11・12LEX/DB25462848、その控訴審である東京高判平22・3・9LEX/DB25462849があり、業務上横領罪を認めたものに東京地判平10・7・7判時1683号160頁がある。
- 7) 吉岡一男「企業秘密と刑法——秘密侵害と財産犯構成」刑法雑誌32巻1号（1991年）141頁、同『刑法学各論の研究——企業秘密から企業犯罪まで』（成文堂、2000年）70頁、96頁参照。
- 8) パテントは特許法制で、トレード・シークレットは不正競争防止法等で保護される。
- 9) この場合には、刑法134条のような守秘義務を課すには、その職業に伴う守秘義務が伝統によって社会に定着していることが必要である。
- 10) 以上、松宮・前掲注4) 542頁以下参照。
- 11) なお、「経済的用法」についても、たしかにこれは行為者にとって便利で役に立つというものであれば、その財物の本来の用法でなくてもよいが、しかし、「刑務所に入るため」という、その物の使用とは無関係な目的は入らないであろう。この点につき、広島高判昭50・6・24刑月7巻6号692頁は、不法領得の意思を否定している。また、これを認めたかにみえる神戸地判平15・10・9LEX/DB28095364も、万引きした財物につき「被告人においてこれらを全く使ったり利用する意思なくただ検挙されて刑務所に行くためだけの目的で確保していったのではないことが明らかである。」としており、同じく広島高松江支判平21・4・17高刑速（平21）号205頁も、「被告人が少しでも手持ち金を増やしたいとの動機を有していたことは十分推認されるのであり、金銭奪取目的で本件犯行に及んだことは明らかである。」「専ら刑務所に入ることのみを目的として本件犯行に及んだとは認められない」等と述べている。さらに、東京高判令3・7・16高刑速（令3）号229頁も、盗んだ「書籍〔1〕を持って直ちに自首することなどは考えておらず、検挙時まで、書籍〔1〕を自己の支配下に置こうとしていたというのであるから、権利者を排除し、これを保管する意思に基づいた行為に及んだものと認められ、不法領得の意思に欠けるところはな」いとしていることに注意が必要である。いずれの裁判例も、純粹に刑務所に入る目的での窃盗で「不法領得の意思」を認めたものではないのである。
- 12) 東京高判平4・10・28判タ823号252頁。
- 13) 東京高判平24・2・16東高（刑）時報63巻1=12号31頁。
- 14) この点では、前掲注12) の東京高判平4・10・28に、すでにこの種の「誤解」が認められる。本判決は、無批判にこれを引き継いでしまったのである。